

## 新旧対照表

| 沖縄県公立大学法人評価委員会運営要綱（令和2年沖縄県公立大学法人評価委員会決定）新旧対照表  |  |
|--|--|
| 改正案  | 現行   |
| <p>沖縄県公立大学法人<u>沖縄県立芸術大学</u>評価委員会運営要綱（案）</p> <p>令和2年7月31日<br/>沖縄県公立大学法人評価委員会決定<br/>令和4年 月 日<br/>沖縄県公立大学法人<u>沖縄県立芸術大学</u>評価委員会改正</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、沖縄県公立大学法人評価委員会条例（令和2年沖縄県条例第22号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、議事の手続その他沖縄県公立大学法人<u>沖縄県立芸術大学</u>評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（会議の招集）</p> <p>第2条 委員長は、条例<u>第6条</u>第1項に基づき、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。</p> <p>2 委員長は、会議の議長として議事を整理する。</p> <p>（会議の公開等）</p> <p>第3条 会議は原則公開するものとする。ただし、委員長は、公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され会議の目的が達成できなくなると認められるときその他正当な理由があると認めるときは会議を非公開とすることができる。</p> <p>2 委員長は、会議の傍聴を希望する者に対し、別紙「傍聴要領」を示すものとする。</p> | <p>沖縄県公立大学法人_____評価委員会運営要綱</p> <p>令和2年7月31日<br/>沖縄県公立大学法人評価委員会決定</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、沖縄県公立大学法人評価委員会条例（令和2年沖縄県条例第22号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、議事の手続その他沖縄県公立大学法人_____評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（会議の招集）</p> <p>第2条 委員長は、条例<u>第5条</u>第1項に基づき、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。</p> <p>2 委員長は、会議の議長として議事を整理する。</p> <p>（会議の公開等）</p> <p>第3条 会議は原則公開するものとする。ただし、委員長は、公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され会議の目的が達成できなくなると認められるときその他正当な理由があると認めるときは会議を非公開とすることができる。</p> <p>2 委員長は、会議の傍聴を希望する者に対し、別紙「傍聴要領」を示すものとする。</p> |

る。

3 委員長は、傍聴人が、別紙「傍聴要領」に定める事項に違反する行為をしたときその他委員長の指示に従わないときは、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(会議結果の公表等)

第4条 会議の内容又は結果等その概要は、次の事項を含め、議事概要に記載するものとする。

- 一 会議の議題
- 二 会議の日時及び場所
- 三 出席した委員の氏名
- 四 議事の要旨

2 議事概要及び配付資料は原則公開とする。ただし、委員長は、公開することにより、公正かつ円滑な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事概要及び配付資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事概要の全部又は一部を非公開とする場合には、委員長は、非公開とした部分について要約を作成し、これを公開するものとする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月31日から施行する。

この要綱は、令和4年 月 日から施行する。

る。

3 委員長は、傍聴人が、別紙「傍聴要領」に定める事項に違反する行為をしたときその他委員長の指示に従わないときは、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(会議結果の公表等)

第4条 会議の内容又は結果等その概要は、次の事項を含め、議事概要に記載するものとする。

- 一 会議の議題
- 二 会議の日時及び場所
- 三 出席した委員の氏名
- 四 議事の要旨

2 議事概要及び配付資料は原則公開とする。ただし、委員長は、公開することにより、公正かつ円滑な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事概要及び配付資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事概要の全部又は一部を非公開とする場合には、委員長は、非公開とした部分について要約を作成し、これを公開するものとする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月31日から施行する。

(注) 下線部：改正部分の対照箇所